

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第7号

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員給与条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市職員給与条例(昭和24年鈴鹿市条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(級別定数及び昇給の基準)	(級別定数及び昇給の基準)
第5条 略	第5条 略
2・3 略	2・3 略
4 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。	4 前項の規定により職員(次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の号給数を4号給 <u>(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3号給)</u> とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
5 <u>次の各号に掲げる職員の第3項の規定に</u>	5 <u>55歳(規則で定める職員にあつては、56</u>

よる昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 55歳（規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）に達した日後の最初の3月31日を超えて在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員

6～8 略

第19条 前条に規定する扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1)～(5) 略

第20条 扶養手当の月額は、前条第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前条第2号から第5号までのい

歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

6～8 略

第19条 前条に規定する扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2)～(6) 略

第20条 扶養手当の月額は、前条第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき

ずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

3 前2項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条 削除

6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、同条第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。

2 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養手当の支給区分）

第21条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

（1）新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合

（2）扶養親族としての要件を欠くに至つ

た者がある場合（扶養親族たる子又は第19条第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行はれたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実

が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行職8級職員等が行職8級職員等以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行職8級職員等以外のものが行職8級職員等となつた場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(住居手当)

第22条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 略

(2) 第29条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配

(住居手当)

第22条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 略

(2) 第29条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配

偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 略

第28条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤

偶者が居住するための住宅（規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 略

第28条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤

に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなつた職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

（2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となつた者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 略

第29条 略

2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病

3～6 略

第29条 略

2 略

3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）の適用

その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

第40条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）で

を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 略

第40条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以

あつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則に定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 略

4 略

第42条の5 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の11（職員が在勤する地域又は公署を異にして異動した場合であつて市長が特に必要と認めるときは、100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合）を乗じて得た額とする。

3 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第45条 第5条第3項から第8項まで、第3章及び第4章の規定は、定年前再任用短時

外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 略

4 略

第42条の5 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

3 略

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第45条 第5条第3項から第8項まで及び第3章から第4章の2までの規定は、定年前

間勤務職員には適用しない。

再任用短時間勤務職員には適用しない。

改正後

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>	<u>458,300</u>
	2	184,600	231,500	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>	<u>463,800</u>
	3	185,800	233,000	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>	<u>468,800</u>
	4	186,900	234,500	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>	<u>473,500</u>
	5	188,000	236,000	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>	<u>477,500</u>
	6	189,700	237,500	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>	<u>481,000</u>
	7	191,300	239,000	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>	<u>484,000</u>
	8	192,900	240,500	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>	<u>486,500</u>
	9	194,500	242,000	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>	<u>488,500</u>
	10	196,200	243,400	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>	
	11	197,800	244,800	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>	
	12	199,400	246,200	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>	
	13	201,000	247,400	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>	
	14	202,700	248,600	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>	
	15	204,400	249,800	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>	
	16	206,100	251,000	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>	
	17	207,400	252,100	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>	
	18	209,000	253,200	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>	
19	210,600	254,300	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>		

20	212, 100	255, 400	<u>286, 200</u>	<u>326, 600</u>	<u>352, 500</u>	<u>386, 800</u>	<u>437, 500</u>
21	213, 600	256, 400	<u>287, 300</u>	<u>328, 000</u>	<u>353, 700</u>	<u>388, 500</u>	<u>438, 700</u>
22	215, 200	257, 400	<u>288, 500</u>	<u>329, 700</u>	<u>355, 200</u>	<u>389, 900</u>	<u>439, 500</u>
23	216, 800	258, 400	<u>289, 800</u>	<u>331, 400</u>	<u>356, 700</u>	<u>391, 300</u>	<u>440, 300</u>
24	218, 400	259, 400	<u>291, 100</u>	<u>333, 000</u>	<u>358, 200</u>	<u>392, 700</u>	<u>441, 100</u>
25	220, 000	260, 400	<u>292, 400</u>	<u>334, 200</u>	<u>359, 900</u>	<u>394, 100</u>	<u>441, 700</u>
26	221, 700	261, 300	<u>293, 400</u>	<u>336, 100</u>	<u>361, 700</u>	<u>395, 300</u>	<u>442, 300</u>
27	223, 000	262, 200	<u>294, 400</u>	<u>337, 800</u>	<u>363, 400</u>	<u>396, 500</u>	<u>442, 900</u>
28	224, 300	263, 100	<u>295, 500</u>	<u>339, 400</u>	<u>365, 100</u>	<u>397, 500</u>	<u>443, 500</u>
29	225, 600	263, 900	<u>296, 600</u>	<u>340, 900</u>	<u>366, 500</u>	<u>398, 600</u>	<u>444, 200</u>
30	226, 700	264, 700	<u>297, 800</u>	<u>342, 500</u>	<u>367, 800</u>	<u>399, 800</u>	<u>445, 000</u>
31	227, 800	265, 500	<u>298, 900</u>	<u>344, 100</u>	<u>369, 000</u>	<u>400, 900</u>	<u>445, 400</u>
32	228, 900	266, 300	<u>300, 100</u>	<u>345, 700</u>	<u>370, 400</u>	<u>402, 000</u>	<u>446, 100</u>
33	230, 000	267, 000	<u>301, 300</u>	<u>347, 400</u>	<u>371, 500</u>	<u>402, 700</u>	<u>446, 600</u>
34	231, 100	267, 800	<u>302, 600</u>	<u>349, 200</u>	<u>372, 400</u>	<u>403, 400</u>	<u>447, 000</u>
35	232, 200	268, 600	<u>303, 900</u>	<u>351, 000</u>	<u>373, 400</u>	<u>404, 100</u>	<u>447, 400</u>
36	233, 300	269, 300	<u>305, 200</u>	<u>352, 800</u>	<u>374, 500</u>	<u>404, 800</u>	<u>447, 800</u>
37	234, 400	270, 000	<u>306, 500</u>	<u>354, 300</u>	<u>375, 300</u>	<u>405, 400</u>	<u>448, 200</u>
38	235, 400	270, 800	<u>307, 800</u>	<u>355, 700</u>	<u>376, 200</u>	<u>406, 000</u>	<u>448, 600</u>
39	236, 400	271, 600	<u>309, 100</u>	<u>357, 100</u>	<u>377, 100</u>	<u>406, 500</u>	<u>449, 000</u>
40	237, 300	272, 300	<u>310, 400</u>	<u>358, 500</u>	<u>377, 900</u>	<u>406, 900</u>	<u>449, 300</u>
41	238, 200	273, 000	<u>311, 700</u>	<u>360, 000</u>	<u>378, 700</u>	<u>407, 300</u>	<u>449, 600</u>
42	239, 100	273, 800	<u>313, 000</u>	<u>360, 800</u>	<u>379, 500</u>	<u>407, 500</u>	<u>450, 000</u>
43	239, 900	274, 600	<u>314, 300</u>	<u>361, 800</u>	<u>380, 300</u>	<u>407, 800</u>	<u>450, 300</u>
44	240, 700	275, 300	<u>315, 400</u>	<u>362, 800</u>	<u>381, 000</u>	<u>408, 100</u>	<u>450, 600</u>
45	241, 400	276, 000	<u>316, 300</u>	<u>363, 700</u>	<u>381, 700</u>	<u>408, 400</u>	<u>450, 900</u>
46	242, 000	276, 700	<u>317, 600</u>	<u>364, 800</u>	<u>382, 400</u>	<u>408, 700</u>	
47	242, 600	277, 400	<u>318, 900</u>	<u>365, 700</u>	<u>383, 100</u>	<u>409, 000</u>	
48	243, 200	278, 100	<u>320, 200</u>	<u>366, 700</u>	<u>383, 800</u>	<u>409, 300</u>	

49	243,800	278,800	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>		
50	244,400	279,500	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>		
51	245,000	280,200	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>		
52	245,500	280,900	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>		
53	246,000	281,500	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>		
54	246,400	282,200	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>		
55	246,700	282,800	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>		
56	247,000	283,500	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>		
57	247,300	284,100	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>		
58	247,600	284,800	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>		
59	247,900	285,400	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>		
60	248,200	286,100	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>		
61	248,500	286,700	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>		
62	248,800	287,400	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>		
63	249,100	288,000	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>		
64	249,400	288,500	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>		
65	249,700	289,000	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>		
66	250,000	289,600	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>		
67	250,300	290,100	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>		
68	250,600	290,700	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>		
69	250,900	291,200	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>		
70	251,200	291,700	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>		
71	251,500	292,300	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>		
72	251,800	292,900	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>		
73	252,100	293,400	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>		
74	252,400	293,900	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>			
75	252,700	294,300	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>			
76	253,000	294,600	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>			
77	253,300	294,800	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>			

78	253,600	295,100	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			
79	253,900	295,300	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>			
80	254,200	295,600	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			
81	254,500	295,800	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>			
82	254,800	296,000	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>			
83	255,100	296,300	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>			
84	255,400	296,500	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>			
85	255,700	296,800	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>			
86	256,000	297,100	<u>346,000</u>					
87	256,300	297,400	<u>346,400</u>					
88	256,600	297,700	<u>346,800</u>					
89	256,900	298,000	<u>347,000</u>					
90	257,200	298,300	<u>347,400</u>					
91	257,500	298,600	<u>347,800</u>					
92	257,800	299,000	<u>348,200</u>					
93	258,100	299,200	<u>348,400</u>					
94		299,400	<u>348,800</u>					
95		299,700	<u>349,200</u>					
96		300,100	<u>349,500</u>					
97		300,300	<u>349,800</u>					
98		300,600	<u>350,200</u>					
99		301,000	<u>350,600</u>					
100		301,400	<u>351,000</u>					
101		301,600	<u>351,500</u>					
102		301,900	<u>351,900</u>					
103		302,200	<u>352,300</u>					
104		302,500	<u>352,700</u>					
105		302,700	<u>353,200</u>					
106		303,000	<u>353,600</u>					

務 職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
-------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 略

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	特1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円
	1	221,600	<u>322,500</u>	<u>351,500</u>	<u>438,500</u>
	2	224,200	<u>324,300</u>	<u>353,000</u>	<u>439,800</u>
	3	226,700	<u>326,100</u>	<u>354,500</u>	<u>441,000</u>
	4	229,200	<u>327,800</u>	<u>356,000</u>	<u>442,300</u>
	5	231,700	<u>329,400</u>	<u>357,400</u>	<u>443,400</u>
	6	234,200	<u>331,300</u>	<u>358,800</u>	<u>444,500</u>
	7	236,700	<u>333,200</u>	<u>360,200</u>	<u>445,700</u>
	8	239,200	<u>335,100</u>	<u>361,600</u>	<u>446,900</u>
	9	241,700	<u>336,900</u>	<u>363,000</u>	<u>448,200</u>
	10	243,500	<u>338,900</u>	<u>364,300</u>	<u>449,400</u>
	11	245,200	<u>340,700</u>	<u>365,600</u>	<u>450,400</u>
	12	246,900	<u>342,500</u>	<u>366,900</u>	<u>451,500</u>
	13	248,600	<u>344,200</u>	<u>368,100</u>	<u>452,700</u>
	14	250,200	<u>345,900</u>	<u>369,400</u>	<u>453,500</u>
	15	251,700	<u>347,500</u>	<u>370,600</u>	<u>454,300</u>
	16	253,200	<u>349,100</u>	<u>371,800</u>	<u>455,200</u>
	17	254,700	<u>350,700</u>	<u>373,000</u>	<u>456,100</u>
	18	256,000	<u>352,000</u>	<u>374,200</u>	<u>456,600</u>
	19	257,200	<u>353,200</u>	<u>375,400</u>	<u>457,100</u>
	20	258,400	<u>354,400</u>	<u>376,500</u>	<u>457,600</u>

21	259,800	<u>355,700</u>	<u>377,600</u>	<u>458,100</u>
22	261,000	<u>357,100</u>	<u>378,800</u>	<u>458,600</u>
23	262,300	<u>358,500</u>	<u>380,000</u>	<u>459,100</u>
24	263,600	<u>359,800</u>	<u>381,100</u>	<u>459,600</u>
25	264,900	<u>361,100</u>	<u>382,200</u>	<u>460,100</u>
26	266,800	<u>362,500</u>	<u>383,400</u>	<u>460,600</u>
27	268,600	<u>363,900</u>	<u>384,600</u>	<u>461,100</u>
28	270,400	<u>365,200</u>	<u>385,700</u>	<u>461,600</u>
29	272,100	<u>366,500</u>	<u>386,800</u>	<u>462,100</u>
30	274,300	<u>367,900</u>	<u>388,000</u>	
31	276,500	<u>369,200</u>	<u>389,200</u>	
32	278,700	<u>370,500</u>	<u>390,300</u>	
33	280,900	<u>371,800</u>	<u>391,400</u>	
34	283,100	<u>373,000</u>	<u>392,600</u>	
35	285,300	<u>374,200</u>	<u>393,800</u>	
36	287,400	<u>375,400</u>	<u>395,000</u>	
37	289,400	<u>376,600</u>	<u>396,200</u>	
38	291,300	<u>377,800</u>	<u>397,500</u>	
39	293,200	<u>379,000</u>	<u>398,700</u>	
40	295,000	<u>380,200</u>	<u>399,900</u>	
41	296,800	<u>381,300</u>	<u>401,100</u>	
42	298,700	<u>382,500</u>	<u>402,400</u>	
43	300,500	<u>383,700</u>	<u>403,400</u>	
44	302,200	<u>384,900</u>	<u>404,500</u>	
45	303,900	<u>386,000</u>	<u>405,700</u>	
46	305,700	<u>387,300</u>	<u>406,900</u>	
47	307,400	<u>388,600</u>	<u>408,100</u>	
48	309,000	<u>389,800</u>	<u>409,300</u>	
49	310,600	<u>390,700</u>	<u>410,400</u>	

50	312,300	<u>391,900</u>	<u>411,400</u>
51	314,100	<u>392,900</u>	<u>412,700</u>
52	315,800	<u>394,000</u>	<u>413,900</u>
53	317,100	<u>394,800</u>	<u>415,100</u>
54	319,000	<u>395,900</u>	<u>416,200</u>
55	320,800	<u>396,900</u>	<u>417,300</u>
56	322,500	<u>397,900</u>	<u>418,400</u>
57	324,200	<u>399,000</u>	<u>419,400</u>
58	326,100	<u>400,000</u>	<u>420,600</u>
59	327,800	<u>401,100</u>	<u>421,800</u>
60	329,500	<u>402,200</u>	<u>423,000</u>
61	331,200	<u>403,200</u>	<u>423,600</u>
62	333,000	<u>404,300</u>	<u>424,400</u>
63	334,800	<u>405,400</u>	<u>425,100</u>
64	336,500	<u>406,400</u>	<u>425,600</u>
65	338,200	<u>407,300</u>	<u>425,900</u>
66	339,500	<u>408,200</u>	<u>426,200</u>
67	340,800	<u>409,200</u>	<u>426,600</u>
68	342,100	<u>410,200</u>	<u>427,000</u>
69	343,600	<u>411,000</u>	<u>427,300</u>
70	345,100	<u>411,800</u>	<u>427,700</u>
71	346,600	<u>412,500</u>	<u>428,000</u>
72	348,100	<u>413,300</u>	<u>428,300</u>
73	349,500	<u>414,000</u>	<u>428,600</u>
74	351,000	<u>414,600</u>	<u>429,000</u>
75	352,500	<u>415,300</u>	<u>429,300</u>
76	354,000	<u>416,000</u>	<u>429,600</u>
77	355,400	<u>416,600</u>	<u>429,900</u>
78	356,900	<u>417,300</u>	<u>430,200</u>

79	358,400	<u>417,800</u>	<u>430,500</u>
80	359,900	<u>418,400</u>	<u>430,700</u>
81	361,300	<u>418,800</u>	<u>430,900</u>
82	362,600	<u>419,200</u>	<u>431,200</u>
83	363,900	<u>419,500</u>	<u>431,500</u>
84	365,100	<u>419,800</u>	<u>431,700</u>
85	366,300	<u>420,000</u>	<u>431,900</u>
86	367,500	<u>420,300</u>	<u>432,200</u>
87	368,700	<u>420,600</u>	<u>432,500</u>
88	369,800	<u>420,800</u>	<u>432,700</u>
89	370,900	<u>421,000</u>	<u>432,900</u>
90	372,000	<u>421,300</u>	
91	373,100	<u>421,600</u>	
92	374,200	<u>421,800</u>	
93	375,300	<u>422,000</u>	
94	376,500	<u>422,300</u>	
95	377,600	<u>422,600</u>	
96	378,700	<u>422,800</u>	
97	379,700	<u>423,000</u>	
98	380,700	<u>423,300</u>	
99	381,600	<u>423,600</u>	
100	382,500	<u>423,800</u>	
101	383,300	<u>424,000</u>	
102	384,300	<u>424,300</u>	
103	385,200	<u>424,600</u>	
104	386,100	<u>424,800</u>	
105	386,900	<u>425,000</u>	
106	387,800		
107	388,700		

108	389,600			
109	390,400			
110	391,400			
111	392,300			
112	393,200			
113	393,800			
114	394,700			
115	395,600			
116	396,500			
117	397,300			
118	398,000			
119	398,800			
120	399,600			
121	400,200			
122	400,900			
123	401,600			
124	402,200			
125	402,800			
126	403,500			
127	404,000			
128	404,600			
129	405,200			
130	405,800			
131	406,300			
132	406,800			
133	407,100			
134	407,400			
135	407,700			
136	408,000			

	137	408,300			
	138	408,600			
	139	408,900			
	140	409,200			
	141	409,500			
	142	409,800			
	143	410,100			
	144	410,400			
	145	410,600			
	146	410,900			
	147	411,200			
	148	411,400			
	149	411,600			
	<u>150</u>	<u>411,900</u>			
	<u>151</u>	<u>412,200</u>			
	<u>152</u>	<u>412,400</u>			
	<u>153</u>	<u>412,600</u>			
	<u>154</u>	<u>412,900</u>			
	<u>155</u>	<u>413,200</u>			
	<u>156</u>	<u>413,400</u>			
	<u>157</u>	<u>413,600</u>			
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職員		278,800	306,200	332,800	414,700
備考					
略					

改正前

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>	<u>415,600</u>
	2	184,600	231,500	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>	<u>418,000</u>
	3	185,800	233,000	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>	<u>420,500</u>
	4	186,900	234,500	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>	<u>422,900</u>
	5	188,000	236,000	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>	<u>424,800</u>
	6	189,700	237,500	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>	<u>426,900</u>
	7	191,300	239,000	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>	<u>429,000</u>
	8	192,900	240,500	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>	<u>431,200</u>
	9	194,500	242,000	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>	<u>433,100</u>
	10	196,200	243,400	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>	<u>435,200</u>
	11	197,800	244,800	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>	<u>437,300</u>
	12	199,400	246,200	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>	<u>439,200</u>
	13	201,000	247,400	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>	<u>440,900</u>
	14	202,700	248,600	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>	<u>442,700</u>
	15	204,400	249,800	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>	<u>444,600</u>
	16	206,100	251,000	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>	<u>446,500</u>
	17	207,400	252,100	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>	<u>448,300</u>
	18	209,000	253,200	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>	<u>450,100</u>
19	210,600	254,300	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>	<u>451,900</u>	

20	212,100	255,400	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>	<u>453,600</u>
21	213,600	256,400	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>	<u>455,400</u>
22	215,200	257,400	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>	<u>456,900</u>
23	216,800	258,400	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>	<u>458,300</u>
24	218,400	259,400	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>	<u>459,800</u>
25	220,000	260,400	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>	<u>461,200</u>
26	221,700	261,300	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>	<u>462,500</u>
27	223,000	262,200	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>	<u>463,800</u>
28	224,300	263,100	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>	<u>465,000</u>
29	225,600	263,900	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>	<u>466,000</u>
30	226,700	264,700	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>	<u>466,700</u>
31	227,800	265,500	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>	<u>467,400</u>
32	228,900	266,300	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>	<u>468,100</u>
33	230,000	267,000	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>	<u>468,800</u>
34	231,100	267,800	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>	<u>469,500</u>
35	232,200	268,600	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>	<u>470,100</u>
36	233,300	269,300	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>	<u>470,700</u>
37	234,400	270,000	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>	<u>471,200</u>
38	235,400	270,800	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>	<u>471,800</u>
39	236,400	271,600	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>	<u>472,400</u>
40	237,300	272,300	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>	<u>473,000</u>
41	238,200	273,000	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>	<u>473,500</u>
42	239,100	273,800	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>	<u>474,000</u>
43	239,900	274,600	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>	<u>474,400</u>
44	240,700	275,300	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>	<u>474,700</u>
45	241,400	276,000	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>475,000</u>
46	242,000	276,700	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	
47	242,600	277,400	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	
48	243,200	278,100	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	

49	243,800	278,800	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	
50	244,400	279,500	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	
51	245,000	280,200	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	
52	245,500	280,900	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>	
53	246,000	281,500	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	
54	246,400	282,200	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	
55	246,700	282,800	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	
56	247,000	283,500	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>	
57	247,300	284,100	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>	
58	247,600	284,800	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>	
59	247,900	285,400	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>	
60	248,200	286,100	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>	
61	248,500	286,700	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>	
62	248,800	287,400	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>		
63	249,100	288,000	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>		
64	249,400	288,500	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>		
65	249,700	289,000	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>		
66	250,000	289,600	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>		
67	250,300	290,100	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>		
68	250,600	290,700	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>		
69	250,900	291,200	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>		
70	251,200	291,700	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>		
71	251,500	292,300	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>		
72	251,800	292,900	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>		
73	252,100	293,400	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>		
74	252,400	293,900	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>		
75	252,700	294,300	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>		
76	253,000	294,600	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>		
77	253,300	294,800	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>		

78	253,600	295,100	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>		
79	253,900	295,300	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>		
80	254,200	295,600	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>		
81	254,500	295,800	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>		
82	254,800	296,000	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>		
83	255,100	296,300	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>		
84	255,400	296,500	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>		
85	255,700	296,800	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>		
86	256,000	297,100	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			
87	256,300	297,400	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>			
88	256,600	297,700	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			
89	256,900	298,000	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>			
90	257,200	298,300	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>			
91	257,500	298,600	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>			
92	257,800	299,000	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>			
93	258,100	299,200	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>			
94		299,400	<u>347,400</u>					
95		299,700	<u>347,800</u>					
96		300,100	<u>348,200</u>					
97		300,300	<u>348,400</u>					
98		300,600	<u>348,800</u>					
99		301,000	<u>349,200</u>					
100		301,400	<u>349,500</u>					
101		301,600	<u>349,800</u>					
102		301,900	<u>350,200</u>					
103		302,200	<u>350,600</u>					
104		302,500	<u>351,000</u>					
105		302,700	<u>351,500</u>					
106		303,000	<u>351,900</u>					

務 職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
-------------	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 略

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	特1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円
	1	221,600	<u>301,000</u>	<u>326,700</u>	<u>416,400</u>
	2	224,200	<u>302,800</u>	<u>328,800</u>	<u>417,900</u>
	3	226,700	<u>304,600</u>	<u>330,900</u>	<u>419,400</u>
	4	229,200	<u>306,400</u>	<u>333,000</u>	<u>420,800</u>
	5	231,700	<u>308,200</u>	<u>335,000</u>	<u>422,100</u>
	6	234,200	<u>310,000</u>	<u>337,100</u>	<u>423,500</u>
	7	236,700	<u>311,800</u>	<u>339,200</u>	<u>424,900</u>
	8	239,200	<u>313,500</u>	<u>341,300</u>	<u>426,300</u>
	9	241,700	<u>315,200</u>	<u>343,300</u>	<u>427,700</u>
	10	243,500	<u>317,000</u>	<u>345,400</u>	<u>429,100</u>
	11	245,200	<u>318,800</u>	<u>347,500</u>	<u>430,500</u>
	12	246,900	<u>320,600</u>	<u>349,500</u>	<u>431,800</u>
	13	248,600	<u>322,500</u>	<u>351,500</u>	<u>433,100</u>
	14	250,200	<u>324,300</u>	<u>353,000</u>	<u>434,500</u>
	15	251,700	<u>326,100</u>	<u>354,500</u>	<u>435,900</u>
	16	253,200	<u>327,800</u>	<u>356,000</u>	<u>437,300</u>
	17	254,700	<u>329,400</u>	<u>357,400</u>	<u>438,500</u>
	18	256,000	<u>331,300</u>	<u>358,800</u>	<u>439,800</u>
	19	257,200	<u>333,200</u>	<u>360,200</u>	<u>441,000</u>
	20	258,400	<u>335,100</u>	<u>361,600</u>	<u>442,300</u>

21	259,800	<u>336,900</u>	<u>363,000</u>	<u>443,400</u>
22	261,000	<u>338,900</u>	<u>364,300</u>	<u>444,500</u>
23	262,300	<u>340,700</u>	<u>365,600</u>	<u>445,700</u>
24	263,600	<u>342,500</u>	<u>366,900</u>	<u>446,900</u>
25	264,900	<u>344,200</u>	<u>368,100</u>	<u>448,200</u>
26	266,800	<u>345,900</u>	<u>369,400</u>	<u>449,400</u>
27	268,600	<u>347,500</u>	<u>370,600</u>	<u>450,400</u>
28	270,400	<u>349,100</u>	<u>371,800</u>	<u>451,500</u>
29	272,100	<u>350,700</u>	<u>373,000</u>	<u>452,700</u>
30	274,300	<u>352,000</u>	<u>374,200</u>	<u>453,500</u>
31	276,500	<u>353,200</u>	<u>375,400</u>	<u>454,300</u>
32	278,700	<u>354,400</u>	<u>376,500</u>	<u>455,200</u>
33	280,900	<u>355,700</u>	<u>377,600</u>	<u>456,100</u>
34	283,100	<u>357,100</u>	<u>378,800</u>	<u>456,600</u>
35	285,300	<u>358,500</u>	<u>380,000</u>	<u>457,100</u>
36	287,400	<u>359,800</u>	<u>381,100</u>	<u>457,600</u>
37	289,400	<u>361,100</u>	<u>382,200</u>	<u>458,100</u>
38	291,300	<u>362,500</u>	<u>383,400</u>	<u>458,600</u>
39	293,200	<u>363,900</u>	<u>384,600</u>	<u>459,100</u>
40	295,000	<u>365,200</u>	<u>385,700</u>	<u>459,600</u>
41	296,800	<u>366,500</u>	<u>386,800</u>	<u>460,100</u>
42	298,700	<u>367,900</u>	<u>388,000</u>	<u>460,600</u>
43	300,500	<u>369,200</u>	<u>389,200</u>	<u>461,100</u>
44	302,200	<u>370,500</u>	<u>390,300</u>	<u>461,600</u>
45	303,900	<u>371,800</u>	<u>391,400</u>	<u>462,100</u>
46	305,700	<u>373,000</u>	<u>392,600</u>	
47	307,400	<u>374,200</u>	<u>393,800</u>	
48	309,000	<u>375,400</u>	<u>395,000</u>	
49	310,600	<u>376,600</u>	<u>396,200</u>	

50	312,300	<u>377,800</u>	<u>397,500</u>
51	314,100	<u>379,000</u>	<u>398,700</u>
52	315,800	<u>380,200</u>	<u>399,900</u>
53	317,100	<u>381,300</u>	<u>401,100</u>
54	319,000	<u>382,500</u>	<u>402,400</u>
55	320,800	<u>383,700</u>	<u>403,400</u>
56	322,500	<u>384,900</u>	<u>404,500</u>
57	324,200	<u>386,000</u>	<u>405,700</u>
58	326,100	<u>387,300</u>	<u>406,900</u>
59	327,800	<u>388,600</u>	<u>408,100</u>
60	329,500	<u>389,800</u>	<u>409,300</u>
61	331,200	<u>390,700</u>	<u>410,400</u>
62	333,000	<u>391,900</u>	<u>411,400</u>
63	334,800	<u>392,900</u>	<u>412,700</u>
64	336,500	<u>394,000</u>	<u>413,900</u>
65	338,200	<u>394,800</u>	<u>415,100</u>
66	339,500	<u>395,900</u>	<u>416,200</u>
67	340,800	<u>396,900</u>	<u>417,300</u>
68	342,100	<u>397,900</u>	<u>418,400</u>
69	343,600	<u>399,000</u>	<u>419,400</u>
70	345,100	<u>400,000</u>	<u>420,600</u>
71	346,600	<u>401,100</u>	<u>421,800</u>
72	348,100	<u>402,200</u>	<u>423,000</u>
73	349,500	<u>403,200</u>	<u>423,600</u>
74	351,000	<u>404,300</u>	<u>424,400</u>
75	352,500	<u>405,400</u>	<u>425,100</u>
76	354,000	<u>406,400</u>	<u>425,600</u>
77	355,400	<u>407,300</u>	<u>425,900</u>
78	356,900	<u>408,200</u>	<u>426,200</u>

79	358,400	<u>409,200</u>	<u>426,600</u>
80	359,900	<u>410,200</u>	<u>427,000</u>
81	361,300	<u>411,000</u>	<u>427,300</u>
82	362,600	<u>411,800</u>	<u>427,700</u>
83	363,900	<u>412,500</u>	<u>428,000</u>
84	365,100	<u>413,300</u>	<u>428,300</u>
85	366,300	<u>414,000</u>	<u>428,600</u>
86	367,500	<u>414,600</u>	<u>429,000</u>
87	368,700	<u>415,300</u>	<u>429,300</u>
88	369,800	<u>416,000</u>	<u>429,600</u>
89	370,900	<u>416,600</u>	<u>429,900</u>
90	372,000	<u>417,300</u>	<u>430,200</u>
91	373,100	<u>417,800</u>	<u>430,500</u>
92	374,200	<u>418,400</u>	<u>430,700</u>
93	375,300	<u>418,800</u>	<u>430,900</u>
94	376,500	<u>419,200</u>	<u>431,200</u>
95	377,600	<u>419,500</u>	<u>431,500</u>
96	378,700	<u>419,800</u>	<u>431,700</u>
97	379,700	<u>420,000</u>	<u>431,900</u>
98	380,700	<u>420,300</u>	<u>432,200</u>
99	381,600	<u>420,600</u>	<u>432,500</u>
100	382,500	<u>420,800</u>	<u>432,700</u>
101	383,300	<u>421,000</u>	<u>432,900</u>
102	384,300	<u>421,300</u>	
103	385,200	<u>421,600</u>	
104	386,100	<u>421,800</u>	
105	386,900	<u>422,000</u>	
106	387,800	<u>422,300</u>	
107	388,700	<u>422,600</u>	

108	389,600	<u>422,800</u>		
109	390,400	<u>423,000</u>		
110	391,400	<u>423,300</u>		
111	392,300	<u>423,600</u>		
112	393,200	<u>423,800</u>		
113	393,800	<u>424,000</u>		
114	394,700	<u>424,300</u>		
115	395,600	<u>424,600</u>		
116	396,500	<u>424,800</u>		
117	397,300	<u>425,000</u>		
118	398,000			
119	398,800			
120	399,600			
121	400,200			
122	400,900			
123	401,600			
124	402,200			
125	402,800			
126	403,500			
127	404,000			
128	404,600			
129	405,200			
130	405,800			
131	406,300			
132	406,800			
133	407,100			
134	407,400			
135	407,700			
136	408,000			

	137	408,300			
	138	408,600			
	139	408,900			
	140	409,200			
	141	409,500			
	142	409,800			
	143	410,100			
	144	410,400			
	145	410,600			
	146	410,900			
	147	411,200			
	148	411,400			
	149	411,600			
定年前再任用		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
短時間勤務職 員		278,800	306,200	332,800	414,700
備考					
略					

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年鈴鹿市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1)～(5)</u> 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第6条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が居住するための住宅(管理者が指定する住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p><u>(2)～(6)</u> 略</p> <p>(住居手当)</p> <p>第6条の2 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第7条の2第1項又は第2項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が指定する住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p>

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 略

2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（次項において「管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務をした場合に支給する。

3 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(給与の減額)

第16条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 略

2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定に基づき管理職手当を支給される職員（次項において「管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は休日等（次項において「週休日等」という。）において勤務する場合に支給する。

3 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(給与の減額)

第16条 略

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組

里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)若しくは高齢者部分休業(当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日(鈴鹿市職員の定年等に関する条例(昭和59年鈴鹿市条例第27号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内に限る。)について勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)若しくは介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要

里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が定める者を含む。)を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)若しくは高齢者部分休業(当該職員が60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日(鈴鹿市職員の定年等に関する条例(昭和59年鈴鹿市条例第27号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部(当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内に限る。)について勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、管理者が定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)若しくは介護時間(当該職員

とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第19条の2 第5条、第6条、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外）

第19条の2 第5条、第6条、第6条の2、第7条の2及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（特定任期付職員についての給与の特例）	（特定任期付職員についての給与の特例）
第4条 略	第4条 略
2・3 略	2・3 略

4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等)

第5条 鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号。以下「給与条例」という。）第3条から第6条まで、第7条の3、第12条、第18条から第20条、第22条まで、第32条、第33条第2項、第34条及び第40条並びに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）第4条から第6条の2まで、第9条、第10条第2項、第11条及び第14条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第40条の2第1項、第42条第2項の規定及び第42条の4条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第40条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

5 第2項の規定による号給の決定、第3項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等)

第5条 鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号。以下「給与条例」という。）第3条から第6条まで、第7条の3、第12条、第18条から第22条まで、第32条、第33条第2項、第34条、第40条及び第42条の4並びに企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号）第4条から第6条の2まで、第9条、第10条第2項、第11条及び第14条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第40条の2第1項及び第42条第2項の規定の適用については、給与条例第40条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第2項中「100分の127.5」と

<p>42条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第42条の4第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p>あるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 略</p>
--	---

(鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第4条 鈴鹿市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年鈴鹿市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第7条の2及び第15条の規定は、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、<u>第6条の2</u>、第7条の2及び第15条の規定は、適用しない。</p>

(鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年鈴鹿市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
-----	-----

附 則	附 則
10 新条例第5条第3項から第8項まで、 <u>第3章及び第4章の規定は、暫定再任用職員には適用しない</u>	10 新条例第5条第3項から第8項まで及び <u>第3章から第4章の2までの規定は、暫定再任用職員には適用しない</u>

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において鈴鹿市職員給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の鈴鹿市職員給与条例（次条において「改正後給与条例」という。）第18条から第20条までの規定の適用については、第19条中「（5）身体又は精神に著しい

「（5）身体又は精神に著しい障害がある者
 障害がある者」とあるのは、
 （6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同

と、第20条第1項中「13,000円」とあるのは「
 様の事情にある者を含む。）」

11,500円」と、「とする」とあるのは「、行職8級職員等を除く職員であつて前条第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

2 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障害がある者」とあるのは、
 「(5) 身体又
 (6) 配偶者は精神に著しい障害がある者
 とする。
 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

(通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)

第5条 改正後給与条例第28条第4項及び第29条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表 号給の切替表 (附則第2条関係)

1 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1

14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4

42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		

71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					

99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

2 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	特1級	2級	3級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1

12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23

40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	

69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	

97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		